

第18回 裁判所と違憲審査権（3）

4. 憲法訴訟の訴訟要件と憲法訴訟の当事者適格（違憲主張の適格）（承前）

- ・ 付随的違憲審査制を採る以上は、原則として、自己の利益に直接関係ない他人の憲法上の権利侵害や、想定上の侵害可能性等を理由とする違憲の主張は認められない。しかしながら、自己に適用されない法規定であっても、同一法令中に存在する、適用規定と密接不可分の関係にある他の規定の違憲を主張したり、法令全体の違憲を主張したりすることは許される。また、自己に適用される法令が直接に自己の憲法上の権利を侵害することはないが、特定の第三者の憲法上の権利を侵害すると考えられるとき、そのことを理由に違憲主張をすることも認められる（第三者の憲法上の権利が現実に侵害される場合につき積極、第三者所有物事件最高裁判決（最大判昭和37年11月28日刑集16巻11号1593頁）、権利侵害の可能性がある場合につき消極、川崎民商事件最高裁判決（最大判昭和47年11月22日刑集26巻9号554頁））。
- ・ 客観訴訟において、原告が第三者（他の選挙人）の選挙権の制限に係る公職選挙法の規定の違憲を主張することを認めなかったものとして、最決平成26年7月9日判時2241号20頁。刑事訴訟において、被告人が第三者（裁判員）の意に反する苦役からの自由等を制限するいわゆる裁判員法の規定の違憲を主張することを黙認したものとして、裁判員制度違憲訴訟最高裁判決（最大判平成23年11月16日刑集65巻8号125頁）。

5. 司法消極主義と憲法判断の方法



1. 裁判所は、友誼的・非対決的な訴訟手続においては立法の合憲性の判断をしない。
2. 裁判所は、憲法問題を決定する必要が生ずる前に前もって取り上げることをしない。
3. 裁判所は、憲法原則を、それが適用されるべき明確な事実が要求する範囲を越えて定式化しない。
4. 裁判所は、憲法問題が記録によって適切に提出されているとしても、その事件を処理することができる他の理由がある場合には憲法問題について判断しない。
5. 裁判所は、法律の施行によって侵害をうけたことを立証しない者の申立てに基づいて、その法律の効力について判断することはしない。
6. 裁判所は、法律の利益を利用した者の依頼で、その法律の合憲性について判断するようなことはしない。
7. 裁判所は、法律の合憲性について重大な疑いが提起されたとしても、その問題を回避できるような法律解釈が可能であるか否かをまず確認すべきである。

(Ashwander v. TVA, 297 U.S. 288 (1936)における Brandeis の補足意見)

- ・ 付随的違憲審査制を採る以上は、たとえ訴訟において違憲の争点が適法に提起されている場合であっても、裁判所は、憲法判断をせずに事件を処理できる場合には、憲法判断を回避すべきと考えられる。
- ・ 憲法判断の回避をした事例として、恵庭事件札幌地裁判決（札幌地判昭和 42 年 3 月 29 判時 476 号 25 頁）がある。一方、逆の例として、靖国訴訟福岡地裁判決（福岡地判平成 16 年 4 月 7 日判時 1859 号 125 頁）、イラク派遣違憲訴訟名古屋高裁判決（名古屋高判平成 20 年 4 月 17 日判時 2056 号 74 頁）などがある。

○ 靖国訴訟福岡地裁判決（福岡地判平成 16 年 4 月 7 日判時 1859 号 125 頁）

内閣総理大臣 Y₁（小泉純一郎）がその職務として靖国神社に参拝したことは政教分離規定等に違反する行為であり、これによって精神的苦痛を被ったとして、宗教家 X らが、Y₂（国）及び Y₁ 個人に対し損害賠償を求めた。

福岡地方裁判所は、本件参拝が憲法 20 条 3 項によって禁止される宗教活動に当たるものであると判示したうえで、本件参拝により賠償の対象となりうるような法的利益の侵害があったとはいえないとして、不法行為の成立を否定し、原告らの請求を棄却した（X ら側からの控訴はなく、確定）。

○ イラク派遣違憲訴訟名古屋高裁判決（名古屋高判平成 20 年 4 月 17 日判時 2056 号 74 頁）

X らは、イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法に基づきイラク及びその周辺地域に自衛隊を派遣したことは憲法 9 条に違反し、本件派遣によって平和的生存権ないしその一内容としての「戦争や武力行使をしない日本に生存する権利」等を侵害されたなどと主張して、国家賠償を請求するとともに、本件派遣の差止め及び本件派遣が憲法 9 条に反し違憲であることの確認を求めた。

名古屋高等裁判所は、イラクでの航空自衛隊の空輸活動は憲法 9 条 1 項に違反すると判示したうえで、本件派遣によって X らの具体的権利としての平和的生存権が侵害されたとはいえないとして、原告らの請求を棄却した（X ら側からの控訴はなく、確定）。

【宿題】都教組事件最高裁判決（II-193）、広島市暴走族追放条例事件最高裁判決（I-84）及び猿払事件旭川地裁判決（II-194）の事実の概要及び判旨を読んでおく。余力があれば、解説についても目を通しておく。

Quiz

Q18 第三者所有物没収事件判決（最高裁判所昭和 37 年 11 月 28 日大法廷判決、刑集 16 卷 11 号 1593 頁）に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付しなさい。

- ア. 前記判決は、被告人以外の第三者の所有物（以下「第三者所有物」という。）を没収する場合において、当該第三者に対し告知、弁解、防御の機会を与えることなくその所有物を没収することは、適正な法律手続によらないで財産権を侵害する制裁を科するに外ならない旨判示した。
- イ. 前記判決は、被告人に対する附加刑として科される第三者所有物に対する没収の言渡により、当該第三者の占有権が剥奪されることとなり、所有権剥奪の効果は生じないことを、その判断の前提としている。
- ウ. 前記判決では、第三者所有物について没収の言渡を受けた被告人は、その没収の裁判の違憲を理由として上告することができることとされた。